

豊後大野市告示第 59 号

豊後大野市Uターン促進多世代住宅改修事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

豊後大野市Uターン促進多世代住宅改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、過疎化や高齢化が進行している豊後大野市へのUターン促進を図り、地域力の維持及び強化並びに地域への定住を支援するため、Uターン者が行う多世代住宅の改修工事に要する費用に対し、Uターン促進多世代住宅改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊後大野市補助金等交付規則（平成 17 年豊後大野市規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン者 豊後大野市に居住している家族と同居するために豊後大野市へ転入し、その家族と同居する者をいう。
- (2) 家族 Uターン者の 2 親等内の者及び当該Uターン者の配偶者又はそれに準ずる者として市長が特に認める者をいう。
- (3) 多世代住宅 Uターン者ととともに、当該Uターン者の祖父母、親、子、孫等の三世以上が同居するための住宅（Uターン者又はその家族の所有に係るものに限る。）をいう。
- (4) 改修工事 住宅の機能の維持又は向上のために行う増築、改築、修繕、模様替え等の工事をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以後に改修工事に係る契約を締結したUターン者で次のいずれかに該当する者
  - ア 当該契約締結の日引き続く当該日前の市外における居住期間が継続して 5 年以上である者
  - イ 当該契約締結の日前において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の 1 年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日引き続く当該日前の市外における居住期間が継続して 5 年以上である者
- (2) 補助金の受領年度の翌年度から起算して 10 年以上引き続き定住することを誓約する者であること。
- (3) 改修工事を市内に本店又は営業所等を有する業者により行う者であること。

- (4) 市区町村税等を滞納していない者であること。
- (5) 居住地をその区域に含む自治会に加入する者であること。
- (6) 過去においてこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがない者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、Uターン者が行う多世代住宅の改修工事で住宅本体（居住の用に供する部分に限る。）に係る費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、120万円（小規模集落の区域内に存する住宅の場合は、150万円）を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に係る契約の締結後1年以内で、かつ、事業完了後当該物件の引渡しを受ける前までにUターン促進多世代住宅改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し、工事請負に係る契約書の写し及び工事の内容が確認できる図面
- (3) Uターン者世帯全員の戸籍の附票の写し（5年以上の間市外に継続して居住していたことを証明できる書類）及び誓約書（様式第3号）
- (4) Uターン者世帯員全員の税完納証明書
- (5) 施工前の状態が確認できる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査し、交付すると決定したときは、Uターン促進多世代住宅改修事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金交付決定に関し必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた後に事業内容に変更が生じたときは、速やかにUターン促進多世代住宅改修事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の見積書の写し、変更契約書の写し及び変更の内容が確認できる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請により補助金の額を変更することと決定したときは、Uターン促進多世代住宅改修事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業完了報告)

第8条 補助金の交付決定通知（変更交付決定通知を含む。）を受けた者が事業を完了したときは、速やかにUターン促進多世代住宅改修事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了引渡書の写し
- (2) 工事代金の領収書の写し
- (3) 事業完了後の状態が確認できる写真
- (4) 転入者全員の住民票
- (5) その他市長が認める書類

（完了検査）

第9条 市長は、前条の規定による事業完了報告書を受領したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、補助金の交付決定通知（変更交付決定通知を含む。）を受けた者が前条の規定による完了検査に合格したときは、補助金の交付額を確定し、Uターン促進多世代住宅改修事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により速やかに当該者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第11条 前条の確定通知を受けた者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、市長に対し補助金交付請求書（様式第9号）に補助金交付額確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（適用除外）

第12条 市長は、次に該当する場合においては、補助金の交付は行わないものとする。

- (1) 各種法令等に適合しない住宅の改修工事を行う場合
- (2) 工事代金が50万円以下の改修工事を行う場合

（補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた住宅の居住者が当該交付を受けた年度の翌年度から起算して10年以内に市外へ転出したときは、既に交付を受けた補助金の全部を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その補助金の返還を免除することができる。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（豊後大野市引越費用補助金交付要綱の一部改正）

- 2 豊後大野市引越費用補助金交付要綱（平成27年豊後大野市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は空き家バンク登録制度」を「、空き家バンク登録制度その他の市の施策」に改める。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) Uターン促進多世代住宅改修事業補助金を利用して移住した者

(豊後大野市移住奨励金交付要綱の一部改正)

3 豊後大野市移住奨励金交付要綱（平成27年豊後大野市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は第3号」を「から第4号まで」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) Uターン促進多世代住宅改修事業補助金を利用して移住した世帯